

## 芦屋町消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、芦屋町消防団の活動に積極的に協力している事業所その他の団体に対して、消防団協力事業所として認定するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所その他の団体をいう。
- (2) 協力事業所 町長が消防団の活動に積極的に協力している事業所等として認定し、表示証を交付した事業所等をいう。
- (3) 協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団の活動に協力する証として交付する所定の表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、区長、自主防災組織会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

**第3条** 協力事業所の認定を受けようとする事業所等は、芦屋町消防団協力事業所認定申請書（様式第1号）により、町長に申請するものとする。

2 消防団長等は、協力事業所の認定を受ける事業所等について、当該事業所等の意向を確認の上、町長に推薦することができる。

(認定基準、審査等)

**第4条** 町長は、前条に規定する申請及び推薦について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。ただし、当該事業所等が消防関係法令に違反しているときは、協力事業所として認定することができない。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について、積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に、事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所等

2 町長は、協力事業所としての認定を審査し、芦屋町消防団協力事業所認定決定通知書（様式第3号）により当該事業所等に通知するものとする。

(表示証の交付)

**第5条** 町長は、前条の規定による認定を行ったときは、当該事業所等に表示証（様式第4号）を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、当該他の市町村長と連名で、表示証を交付することができる。

(表示証の表示)

**第6条** 協力事業所は、芦屋町が認定した年月等が付された表示証を掲示又は、表示するものとする。

2 前条第2項の規定により他の市町村と連名で認定を受けた協力事業所は、当該協力事業所が所在する市町村の名称も併せて付すことができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 協力事業所内等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

4 表示証は、様式第4号の寸法を同率に拡大し、又は縮小し表示することができる。

(認定整理簿の備付け)

**第7条** 町長は、協力事業所の認定に際して、芦屋町消防団協力事業所認定整理簿（様式第5号）を備え付け、当該整理簿に協力事業所の名称、所在地及び有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(認定の有効期間及び更新)

**第8条** 認定の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消の日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、認定の有効期間は、当該総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 前項の有効期間の満了後も引き続き協力事業所の認定を受けようとする事業所等は、認定の日から2年を経過する前に認定の更新を行わなければならない。

3 協力事業所の認定の更新については、第3条及び第4条の規定を準用する。

(認定の取消し)

**第9条** 町長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該協力事業所の認定を取り消すことができる。

(1) 協力事業所が事業を廃止又は休止したとき。

(2) 第4条第1項に規定する基準を満たさないこととなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき。

(4) その他協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行ったときは、文書により協力事業所に対し通知するものとし、認定を取り消された協力事業所等は、速やかに、表示証を町長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

**第10条** 町長は、協力事業所の名称、芦屋町消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この告示は、平成25年6月1日から施行する。